Νο.	ご意見の内容(抜粋)	件数	本市の考え方
1	再編方針全般について	認定こども園とは、保護者の就労の有無に関わらず子どもが預けられる、長時間保育が可能となる、子どもは法に基づいた。 288 育が受けられるといった、保育所と幼稚園の良いところを併せ持つ施設であり、平成18年に法律によって新たに制度化された。 設です(なお認定こども園は、職員配置基準が大阪府により定められており、その基準に基づき職員が配置されています)。	
	再編には反対。	256	本市においても、0~5歳の就学前児童数の減少が進行している中、幼稚園での児童数が減少する一方で、共働き世帯率の上昇 等に伴い、保育所に入所できない児童(いわゆる待機児童)や、希望する条件と合わずに保育所への入所を断念せざるを得ない
	・認定こども園化には反対		「児童の解消が、長年図れていない状況が続いています。また人口急増期に作られた市立施設(幼稚園、保育所)の老朽化が喫緊 「の課題となっており、これら課題を早急に解消し、子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図っていく必要が
	・公立施設は残すべき		あります。
	・民間ありき、認定こども園ありきの一方的な再編は止めて欲しい		こういった中、本市の幼児教育や子育て施策の方向性について様々な視点から検討するため、令和元年8月に設置した幼児教育保育学、財政学の専門家、市民委員といった方々で構成される「岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会」から同年10
	・幼稚園の教育の質が低下する		月、市立幼稚園、市立保育所は集約した上で、順次認定こども園に再編すること、民間活力を積極的に導入し、認定こども園の 整備を図ることとの答申を受けました。また、「知・徳・体、調和のとれた人づくり」を教育の基本理念とする「第2期岸和田
	・基準どおりの1クラス35名は多い、もっと少なくすべき		市教育大綱」では、家庭や地域、関係機関との密接な連携により、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を
	幼稚園・保育所再編の必要性、再編の進め方への不安。	18	「図っていくため、①幼児教育の質の向上及び幼児教育・保育のあり方の検討 ②保幼小の連携の強化 ③子育て支援の充実に取 3 り組んでいくこととされています。
	全ての市立幼稚園・保育所を廃止し、認定こども園に集約するのか。	5	5 たちに、良質な教育・保育環境を提供することを目的に令和元年12月に「岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針」を策定したと ころ、市議会から「公立施設の役割を明確にし、地域の拠点施設として残すべき」「再編の全体像を提示すべき」といった意見
	改訂案の変更箇所がわかりにくい (わからない)。	4	等をいただいたことから、議会での審議内容、これまで市民の方から寄せられた意見等を踏まえ、当初の再編方針を改訂し、 1 「市立幼稚園及び保育所再編方針【改訂】 (案) 」として、再び今回のパブリックコメントを行うに至ったところです。
	認定こども園化には賛成(教育の質が向上、保育環境の充実等)	4	1、地域(3次生活圏)ごとに市立認定こども園の設置を明記 当初の再編方針では、市立施設の取扱いについては「民間活力の導入状況の効果検証を行いながら、引き続きそのあり方につ
	民間園を増やしすぎると、将来的に小規模化や供給過剰とならないか。	1	いて検討する」としていました。改訂"(案)では、地域(3次生活圏)ごとに、原則1箇所の市立認定ことも園の設置を明記し、これまで市立幼稚園及び保育所で培ってきた知識や経験を継承するとともに、小学校との接続カリキュラム等の研究・開発、民間園への普及・支援、市立施設を希望すると思いた。 1間風への音及・支援、市立施設を希望する選択肢の確保といった機能・役割を担い、民間園と連携・協力しながら、教育・保育環境の充実を目指すこととしました。 2、再編の全体像と計画期間を明記。 今後の歌学前児童教及び就学前施設の整備状況を踏まえつつ、今後10年を目途に全ての市立施設(幼稚園23、保育所11)を認定こども園に順次再編を行うこととし、今後少子化が進行していった場合の就学前施設の需給バランスについても、待機児童の解消を図りながら、必要に応じて本方針を見直す中で、判断していくことを明記しました。 今回の再編は、就学前児童・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図ることを目的に取り組んでいくものです。民間事業者による認定こども園の設置を進めつつ、地域(3次生活圏)に原則1箇所の市立認定こども園を設置し、これまで幼稚園及び保育所で培ってきた知識や経験を継承することにより、公民が連携・協力して本市の教育・保育の充実を図っていくこととしています。

	件数 本市の考え方	
 市立施設の集約・認定こども園化について 1 か所150人定員は多すぎるのではないか。 ・1人1人へのきめこまかな対応ができなくなる ・のびのび過ごせなくなり、個性が失われる ・感染症が広がりやすくなる危険性 ・事故が増えるのではないか 幼稚園と保育所は目的が違うので、一体化すべきではない。 保護者の就学前施設の選択肢として、幼稚園・保育所は残すべきである。 認定こども園はどういった施設なのか。認定こども園のメリット・デメリットを分小規模化した幼稚園は問題である。園区制を廃止すれば良いのではないか。 市立認定こども園の内容について教えて欲しい(保育時間、クラス分け、保護者がパイロット事業とはどんなことを想定しているのか。 	認定こども園とは、幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かしながら、その両方の役割を果たすことがこども園の運営は国が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき行われています。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」とは「幼稚園教育要領(幼稚園の指針)」と「保育所保育(供を行うことを目的に定められたものです。認定こども園では同要領に基づき、教育・保育が実施される童の教育・保育環境の充実、また本市が長年抱えている幼稚園における小規模化の解消、待機児童等の解とも園化を進めることとしたものです。 認定こども園の職員は、保育士資格、幼稚園教論の資格を併せ持った保育教諭になります。 認定こども園の職員は、保育士資格、幼稚園教論の資格を併せ持った保育教諭になります。 おお、認定こども園の職員は、保育士資格、幼稚園教論の資格を併せ持った保育教諭になります。 のメリット・幼稚園利用者(1号認定者)の方は、預かり時間は4時間が標準とされていますが、希望すれば延長保育、いった長期休日の場合でも、希望により通園ではとなります。 ・保護者の就労状況が変わった場合でも条件はありますが、転園の必要はありません(認定こども園区分でデメリット・幼稚園利用者(1号認定者)と保育所利用者(2・3号認定者)で利用日や利用時間が異なります。これに者が混乱することのないよう、配慮が必要です。 4 今回の再編で新たに設置される認定こども園の規模は、再編対象となる施設、児童数、敷地面積等によ人から200人程度を想定しています。他市の認定こども園の規模を見ても、200人を超えている園もあり、	指針(保育の) と で 変 更 の で を 要 更 の で と と 要 すったいい おと で 変 更 の で と 要 で がるにい を で で な が よ が る に し こ が る に し と で 変 と よ な り 本 や か と で 変 と な り 本 や か と で 変 と な り 本 や か と で 変 と な り 本 や か と で で を で 定 立 様 化 れ の で を で で な が か と で 定 立 様 化 すったい い 教 が ま で に と り 本 か か と で 定 立 様 化 すったい に か と な が か に と と 報 徹 が ま で な か い た が な か い た が な か い た が な か い た が は り 和 ぬ 間 と を に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か が ま で な か い か で を を に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か か に と り 本 か ら で を 極 し す な か い た か は り か に と り 本 か ら で を 極 し す か い た か ら で を 極 し す か ら で を し す か ら で を 極 し す か ら で を を し す か ら で と か ら か ら で と か ら で と か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か

No.	ご意見の内容(抜粋)	件数 本市の考え方	
3	再編(3次生活圏)について	本市の「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育の提供区域の設定にあたっては、市内における社 や他の計画等で設定している地域区分を考慮し、身近な圏域であり、他の計画や市の施策とも整合の取りやす	上い3次生活圏を教
	なぜ6圏域なのか。6園では少ない。自宅から遠くなると通園が困難・災害時の対応ができなくなる。	育・保育提供区域として設定し、それぞれの区域において教育・保育の量の見込みや提供体制の確保を行って 68 たことから、再編方針 (案) においても市域を6圏域に分ける3次生活圏を再編を考える上での基本的な単位と す	ています。こういっ
	地域のつながり・人間関係が失われ、親としても安心できない。	7。 15 再編による新たな認定こども園の設置にあたっては、3次生活圏に原則1箇所の市立認定こども園を設置する	
	地域によって就学前施設(公民問わず)の配置にバラツキがある。	民間園も含めた公民の連携・協力により、本市の就学前児童の教育・保育環境の充実を図っていこうと考えて 4 な認定こども園には駐車場を確保することで、保護者の送迎の利便性の向上を図ってまいります。	
	3次生活圏は身近な単位ではなく市民に浸透していない。2次生活圏で考えられないか。	2 認定こども闡は幼稚園と保育所のそれぞれの長所を活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施域の子育て支援の拠点施設として、保護者の子育でに関する相談窓口の機能も担う施設です。市立認定こども市立幼稚園及び保育所で培ってきた知識や経験を活かし、引き続き地域の子育で支援の拠点として充実を図った市・教育委員会では地域、保護者間でのつながりを図るための取組みを支援したり、小学校入学時の不安を取組みについても、教職員や保護者の方の意見を参考にしながら、進めてまいります。	ら園では、これまで ってまいります。ま
4	民間事業者の参入について	全国的にも、また、本市においても、多くの民間事業者が教育・保育の提供主体となっており、各園の份	
	民間事業者の参入にも反対。	60 様々な活動を実施する等、特色ある教育・保育が行われており、既に十分な実績があります。市立であるか、わらず、全ての認定こども闖は、保育教諭の配置や教育・保育内容、施設基準などについて、国が定める「幼32 も 園教育・保育要領」に拠ることが必要であり、大阪府や岸和田市の指導・監督の対象となるため、民間闖だ	7年の本の「幼保連携型認定ことの「幼保連携型認定ことの「幼保連携型認定ことの「大阪育・教育に対している。 「大阪育・教育に対している。」 「大阪育・教育に対している。 「大阪育・教育に対している。 「大阪市の一年を対している。 「大阪市の一年を対した、「大阪市の一年を対した、「大阪市の一年を対している。」 「大阪市の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の一年の「大阪市の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の」」「大阪市の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の一年の「大阪市の「大阪市の「大阪市の「大阪市の「大阪市の「大阪市の「大阪市の「大阪市
	・民間園では教育・保育の質が担保されない。園ごとに内容に差がある ・利益が優先される ・民間園が多すぎる ・経営不振により廃園の危険性がある ・参入困難な地域とはどの辺りを指すか ・先取り教育や過度な練習は子どものストレスになる	32 質が担保されない、利益が優先されるといったことはなく、市・教育委員会としても、大阪府と一体となってする責任を果たしてまいります。 今回の再編では、民間活力の導入を積極的に推進し、認定こども闖の整備を図るとの「岸和田市立幼稚園及計委員会」の答申を踏まえつつ、民間事業者による認定こども闖の整備を進めるとともに、市議会での審議や意見をもとに、土地の確保や定員の確保が見込めない等の理由により、3次生活圏ごとに原則1箇所の整備り、市立施設のみを希望される保護者の選択肢を確保する等の理由により、3次生活圏ごとに原則1箇所の整備がすることとしたものです。なお、今後の社会情勢や保護者のニーズ等の変遷いかんによって、必要となったを見直すこととしております。 新たな民間による認定こども闖の選定については、特色ある教育・保育を提供いただけるよう、新たに認定ない民間事業者(社会福祉法人、学校法人)を募集する「会教型事業提案方式」を検討しています。具体的においた民間事業者(社会福祉法人、学校法人)を募集する「会教教するもので、この事業に参入したい民間事	
	民間園には市としての公的責任が果たされるのか。 	15 里を引き継が引に、民間事業有が制たな物別で記たことも園を利取するもので、この事業に参入したい民間事業 業提案を募るという方式です。事業者の選定にあたっては、専門的知識を有した外部有識者による選定委員会 10 選定を行う予定です。新たに設置される民間認定こども園の特色等、詳細については、事業者決定後にお示し	
	新たに出来る民間の認定こども園の概要について教えて欲しい。	3	

No.	ご意見の内容(抜粋)	件数	本市の考え方
5	市立施設の取扱いについて 幼稚園で園児を増やす工夫(給食、時間延長、3歳児保育)はしないのか。 既設の市立施設を活用して市立認定こども園は出来ないのか。 小規模保育事業所を新設し、待機児童を解消できないか。	18 比でで 11 ま 4 あ す。 3 阪	就学前児童(0歳~5歳)は昭和50年に19,671人とピークを迎えましたが、その後は減少傾向にあり、平成27年にはピーク時と 較して半分以下の9,724人であり、今後も更なる就学前児童の減少が予想されているところです。こういった状況の中、他市 は既に公立幼稚園・保育所の再編統合・民営化を進めており、府内の殆どの自治体で民間施設が公立施設の割合を上回ってい
6	支援を要する児童(セーフティネット)、市の責任について 支援を要する児童への対応はどうするのか。 ・現状の配慮された受け入れ体制を引き継げるのか ・民間園で受け入れできるのか ・市の責任で行うべき ・支援を要する児童が増えてきている中で、再編により施設数を減らすのはおかしい 障害児保育について、民間園で十分な受入体制を確立してくれるのか。 支援が必要な家庭、母(父)子家庭への支援などはきめ細やかに支援が出来るのか。 市立認定こども園では、市の保育実施責任が果たされるのか。	17 17 17 17 定 律な勧 2 対	本市においても支援を必要とする児童が増えており、現状では市立施設(幼稚園、保育所)と民営化園(5園)で支援を必要する児童を受け入れていますが、年々増加傾向にあることから、今後は公民の連携・協力のもと、民間園においても支援を必じする児童の受入れを進めていくことによって、教育・保育環境の充実を図っていくことが必要です。このため、3次生活圏でとに原則1箇所設置される市立認定こども園が基幹的な役割を担いながら、これまで公立が担ってきた支援を必要とする児童受入れについて、共同研修会の開催等を通じて民間園と情報共有し、研鑚を図るとともに、民間園において支援を必要とする児童受入れが進むよう、市としての支援策を検討します。 市の責務としては、保育を必要とする児童が保育を受けられるようにすることが行政の責務・責任と考えており、民間園・認こども園も含めて必要な保育枠を確保することが、児童福祉法第24条で規定されています。また、認定こども園開設後の市の責務としては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法まい、わかる「認定こども園法」第17条及び第20条に都市保護の表もでいます。また、認定こども園法)第17条及で第20条に都市保証を有し、改善勧告や命令を行うことができることといており、市町村においても「子ども・子育て支援法」第57条に適正な運営を行っていない場合には、管理体制を整えるよう活や命令を下すことになり、都道府県と同様に責務を負っています。民間園に対しては仮に問題が発生した場合、民間園に対する指導・監督責任について、現在も大阪府と連携しながら、適切に使しているところであり、その対応については今後も変わりません。市立認定こども園については、その設置者として当然に任を負うものです。
7	小学校との連携について 認定こども園になると幼小連携 (小学校との接続) はどうなるのか、なくすべきでない。 市立幼稚園の教育はなくなってしまうのか。なくさないで欲しい。 天神山幼稚園で行っている幼小連携をきちんと評価し、再編方針に活かすべき。	31 と 26 や し て る 行 2 や)	小学校との接続の取組みは、公民を問わず、小学校に併設している・していないにかかわらず、小学校入学前の子どもたちにって、小学校生活を円滑にスタートさせ、充実した学校生活を進めていくために、大切な取組みであると考えています。 現状 「第2期岸和田市教育大綱基本方針」にも示されている「保幼小の連携の強化」については、保幼小相互の行事等の交流教員等の相互の参観という形で実施されていますが、今後は更にそれを進め、市全体の子どもたち(公立・民間問わず)に対て、小学校との接続を進めてよいりたいと考えており、その手法については、今後設置される市立認定こども聞を拠点とし、これまでの市立幼稚園における取組みを継承し、小学校との接続期カリキュラム等の研究・開発、民間園への情報提供をつていきます。また、天神山幼稚園・小学校では施設一体型の利点を活かし、幼小連携の先進的な取組みを進めてまいりました。その取組み成果は、市内各幼稚園においても共有され、保育の実践に活かされています。再編後の市立認定こども園等においてもそれら継承し、活用していけるよう努めてまいります。

No.	ご意見の内容(抜粋)	件数	本市の考え方
8	今後の新たな施策について 民間園に対しての具体的な支援内容が記述がないのでわからない。 再編によって充実を図る内容について具体的に教えて欲しい。	1 1	存機児童の早期解消にあたっては、民間による認定こども園の整備が大きく寄与すると考えています。また、保育中の安全確保、支援を必要とする児童への対応、各施設の特色を活かした教育・保育、地域の子育て支援など、民間園においても更なる取組みの拡充が求められます。これらの取組みをより効果的に促進するために、国の支援制度の積極的な活用や市独自の支援制度の整備等を図るため、必要な教育・保育体制の整備や、担い手となる保育士の確保、保育士一人ひとりの能力向上のための研修実施等を進めるための民間園に対する支援策の再構築を検討していきます。また、従前より市立幼稚園・小学校において実践している小学校との接続期カリキュラムを参考に、市立認定こども園において、より東効性のある接続期カリキュラムの研究・開発・実践を行い、民間園と連携した取出みを進めます。それにより、幼児教育と小学校教育の段差のない接続を図るとともに、幼児教育の場で培われた力を確実に小学校教育に引き継ぎ、岸和田の子どもたちの豊かな成長につなげます。併せて、これまで行われてきた市立幼稚園や民間園での良い取組みを整理し、市立、民間の認定こども園に引き継ぐことで、より充実した幼児教育を実践していきます。
9	説明・現場の声について 市民・保護者に周知されていない。市はわかりやすく周知すべきである。保護者・現場の意見を聞くべき。 未来の事も考えもっと時間をかけて慎重に進めるべきである。前回の様に市民の意見を聞かず強硬に進めるのか。		前回の再編方針は、幼児教育保育学、財政学の専門家、市民委員といった方々で構成される「岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会」の答申を踏まえて案を取りまとめ、バブリックコメントにより広く市民の皆さまからご意見をお聞きして成案化するとともに、市内6か所で市民説明会を開催して内容をご説明し、ご意見をお聞きしたところです。また、市議会での審議や、これまでのパブリックコメント、市民説明会で寄せられた意見等を踏まえて取りまとめた今回の改訂(案)についても、市のホームページで広く市民の皆さまに周知するとともに、再度、保護者をはじめ市民の皆さまのご意見を幅広くお聞きするため、バブリックコメントを実施したものです。 一
10	在園児について 再編対象となる施設の在園児はどうなるのか。その対応について教えて欲しい。	2	前回の再編方針・個別計画(案)では、在籍する市立幼稚園・保育所での教育・保育を卒園まで保障するという観点から、新たな認定こども園ができた場合でも、段階的に募集停止を行いながら、その児童が卒園するまで市立施設を運営することとしていました。しかしながら「(学年進行により)最終年は児童が少数になり、集団教育が確保できない」、「幼稚園・保育所での行事ができない」といった意見を多数いただきました。 そういった意見を踏まえ、再編によって閉園になる市立幼稚園・保育所に在籍する児童につきましては、卒園まで一定の集団根模の下でより良い教育・保育環境が提供できるよう、再編により設置される新たな認定こども園ができた段階で、転園していただくことを基本とすることとしました。 今後、再編の具体的な計画は個別計画でお示しする予定ですが、再編の対象となる市立幼稚園・保育所の入園については、個別計画の内容(再編対象、時期等、転園)を事前に周知し、保護者の方の理解をいただいた上で、入園いただく予定です。
11	保護者負担について 民間園では市立施設よりも費用(制服代、習い事代等)が増える。	7	昨年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化により、3~5歳児の保育料については、幼稚園・保育所・認定こども園については、公民間かず原則無償です。また、0~2歳児の保育料については、公立、民間立を問わず、国の基準に基づいて保育料等が設定されており、低所得世帯を除き、原則負担していただくことなります。 一方、民間園の場合、スイミング、体操、英会話、音楽、食農体験等の様々なプログラムと、各園の保育理念に基づいた特色ある教育・保育を提供いただいているところがあり、月2,000~3,000円の諸費用と別途月2,000~3,000円のプログラム代の費用が必要となる場合もあります(「第3回岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会」資料)が、それぞれの民間園の特色として、保護者の方に選択していただくこととなります。

		f.t. 304	
No.	ご意見の内容(抜粋) 	件数	本市の考え方
12	職員の雇用について	7	今回の再編方針(案)では、市立幼稚園及び保育所を就学前施設として一体的に捉え、順次認定こども園に再編していく計画です。認定こども園化にあたっては、民間事業者による認定こども園の設置を図りつつ、地域(3次生活圏)ごとに原則1箇所
	民間事業者が参入した場合、市立幼稚園・保育所の先生はどうなってしまうのか。	7	の市立認定こども園を設置し、これまで市立幼稚園及び保育所で培ってきた知識や経験の継承を図っていきます。 このため、現在市立施設で勤務している職員(保育士、幼稚園教諭、給食調理員等)については、順次市立認定こども園に配 置されることになります。
13	市の財政について	22	今回の再編は、本市の課題である待機児童等の解消、幼稚園の定員割れの常態化と小規模化、市立施設の老朽化等の教育、保育を取りまく課題を解決し、現在および将来の子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実につなげるために実施す
	市の財政負担を保護者や子ども達に押し付けるべきではない。未来の子ども達のこともしっかり考えて欲しい。	10	るものです。 本市の財政状況については、令和元年度決算時で、経常収支比率が101.9と大変厳しいものとなっています。経常収支比率が
	市の財政状況はどうなっているのか。建替の積立金等はあるのか。	5	1100を超えるというのは、通常当然に予定される収入だけでは、社会福祉や市債の返済、職員の人件費といった必ず支出しなければならない費用(義務的経費)にも足らず、市独自の市民サービスや建物、道路等の建設のための経費(投資的経費)に回す予算が全くないということを示します。また、市が建物や道路の維持管理、補修、改築、新築に要する経費の負担にどれだけ対応で
	クラウドファンディング等を活用できないか。	3	きるか等を試算した「岸和田市公共施設最適化計画」において、今のままの財政状況では、今後50年間にわたって、必要な保全 費用のうち約40%しか用意できないとの試算が出ています。このような状況では、老朽化が進む市立幼稚園、保育所の維持、改 修や新たな施設の整備に必要な予算が確保できず、子どもたちに良好な教育・保育環境を保障することができなくなります。
	子ども、教育にしっかりとお金をかけて欲しい。	3	一方、認定こども園の整備費を市立と民間立で比較すると、仮に1園あたりの整備費用を6億円と仮定すれば、市立認定こども 園では全額の6億円が市負担となるのに対して、民間園で整備する場合には、国・府からの補助金の他、事業者負担もあり、市
	議会で「公立施設はもったいない」という発言があったのか。	1	負担 (国の優遇策なし) は約1億円となり、大きな差があります(施設整備にあたっては、その一部に地方債(借金)の活用は 可能ですが、将来的に渡って返済しなければなりません。また本市には施設建替えのための基金(積立金)はありません)。運 営費についても、市の財政負担を児童一人あたりの年額で比較した場合、市立幼稚園が約55万円に対し私立幼稚園(新制度)で
			は約20万円、市立保育所が約111万円に対し民間保育施設(民間保育所等)では約33万円となっており、大きな差があります。 今回の再編にあたっては、本市・教育委員会ではこれら大きな負担を将来世代に残したまま、現状の市立幼稚園・保育所の施
			設数をそのまま維持していくのか、それとも現在の様々な課題に対応できる認定こども園へ再編していくのか、という選択の問題であると考えており、本市の厳しい財政状況や社会情勢等にも鑑み、認定こども園への再編を選択する判断をいたしました。 また、その実施にあたっては、将来世代に大きな負担を強いることのないよう、財政負担の少ない民間事業者の積極的な参入を
			促進することとしたものです。これによって得られる財政的な負担軽減の効果は、クラウドファンディングも含めた様々な手法・アイデアによって得られる財源とも合わせて、教育・子育ての施策・事業に優先的に振り向け、その充実を図ってまいります。
			なお、3月議会での発言は、「公立でも民間でもどちらでもできることについて、公立でやることによって過度に予算を割く というようなことがあれば、もったいない」との趣旨であり、「市立幼稚園、保育所は無駄、もったいない」といった発言はあ
			というようなことがあれば、もうたいない」との歴旨であり、「田立列作園、休月別は無駄、もうたいない」というた発言はありません。
14	小中再編について	_2	教育委員会では、少子化等に伴って児童生徒数が年々減少していく中、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と学校教育のなきを図ることも見かれて、場合は、「場合に対している。 アリオナ
	小中学校再編との関係はどうなっているか。	2	の充実を図ることを目的に「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」を令和2年3月に策定しました。同基本方 針では「小規模化による教育環境への影響が懸念される地域から順次(小・中学校)適正化の取組を実施して」いくとしていま す。
	クローナルアが聞こ v / 内 p p t はこ ノ な プ し v * G ル*。		・

No.	ご意見の内容(抜粋)	件数	本市の考え方
15	待機児童の解消について 再編により待機児童は解消するのか。 先行する民間2園の取扱いはどうなっているのか。	16 15	今回の再編の主な目的の一つに、長年の課題である待機児童等の解消があります。再編方針(案)では、市立施設を利用する 児童と未入所児童の受け皿の確保を目的に再編を行うこととしており、10年後の対象児童数を約2,100名として、全ての児童の 受入れを図る計画としています。本市としても、待機児童の解消に向け、先行して民間認定こども園の誘致を行いたいと考えて おり、市全体での保育枠の拡大を図りつつ、市立施設の再編に取り組んでいきます。 なお今回の再編は34の市立施設を対象にしたものであり、既に設置されている民間園を対象に行うものではありません。
16	個別計画について もっと具体的に教えて欲しい。 業者選定委員会の委員構成について。	3	今回お示しした再編方針(案)は、今後の進め方についての市としての考え方や方向性をお示ししたものです。再編の具体的な対象地域や対象の幼稚園・保育所、新たな認定こども園の立地や運営主体、内容等は、今後とりまとめる個別計画でお示しします。
17	コロナ対策等について コロナ禍の中、再編の情報を把握できない、再編を急ぐ必要はない。	9	コロナウイルス感染症が未だ収束しない状況ですが、それを理由に、教育や子育てに関する課題を先送りすることはできないと考えております。 市民説明会等の開催にあたっては、感染防止対策を適切に行ってまいります。
18	他市の幼稚園・保育所再編の状況、本市の状況(市外に通う児童数)を教えて欲しい。 他の計画(子ども・子育て支援事業計画、地域防災計画、公共施設最適化計画)との関係・整合性は。 ・子ども・子育て支援事業計画:「第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」と、どのように整合性を図っていくのか。子ども・子育て会議を軽視しているのではないか。 ・地域防災計画:再編によって施設が減ると、要配慮者の避難場所が減るのではないか。 ・公共施設最適化計画:最適化計画(平成28年度~37年度)も10年間となっている。まだ計画の最中であるのに、統廃合等の方針を示すのは、時期尚早ではないか。 その他、市政に関する意見	1	就学前施設の公立施設と民間圏の割合を比較した場合、本市の公立施設の割合は56.7%であり、府内平均の29.0%と比べて高くなっています(「第1回岸和田市立均権圏及び保育所あり方検討委員会」資料)。本市では平成21年から平成25年に行われた市立保育所の民営化(5圏)にとどまる一方、他市では少子化の進行に伴い、公立幼稚園・保育所の再編統合・民営化が進展しており、府内のほとんどの自治体で民間施設が公立施設の割合を上回っています。なお、本市の児童で市外の教育施設(幼稚園、認定こども園)に通う児童数は299名(R2.5.1時点)です(再編方針(案)4頁)。 「第2期子ども・子育て支援事業計画」では、岸和田市総合計画において地域(3次生活圏)としている6地域を、教育・保育提供区域として設定し、それぞれの区域において教育・保育の最の見込みを算出し、提供体制の確保を行うこととしています。提供体制の確保に向けて、施設整備による効果を見込むことができません。このため、市立幼稚園及び保育所の再編の進歩に合わせて、確保分針を見直すことで整合を図っていきます。今後、再編計画を踏まえ事業計画の確保方針を見直すに当たっては、あらかじめ、子ども・子育て支援会議に意見を求めてまいります。「岸和田市地域防災計画」において、要配慮者利用施設とは災害発生時に自分の身を守るための行動が取りにくい人々が日常的に利用する施設を指しています。本市の市立幼稚園及び保育所については避難所に指定しておらず、その他の公共施設を避難所として指定しています。よって今回の再編によって避難所が減るというものではありません。